

第13回太平洋広域漁業調整委員会議事録

平成22年3月26日

水産庁

1. 開催日時

平成22年3月26日(金) 10:00～12:00

16:15～16:45

2. 開催場所

農林水産省 講堂

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 石原 英司

【都道府県海区互選委員】

青森 海区 松本 光明

宮城 海区 阿部 力太郎

福島 海区 佐藤 康德

茨城 海区 西念 幸吉

千葉 海区 小滝 季儀

東京 海区 竹内 正一

神奈川海区 宮川 満

静岡 海区 谷澤 輝雄

三重 海区 黒田 耕一郎

徳島 海区 井元 健二

高知 海区 和田 義光

愛媛 海区 佐々木 護

大分 海区 平川 直美

宮崎 海区 宇戸田 定信

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 野崎 哲

漁業者代表 石田 洋一

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表	清家 一徳
漁業者代表	金井 関一
漁業者代表	鈴木 廣志
漁業者代表	宮本 英之介
学識経験者	山川 卓
学識経験者	高成田 享

4. 議題

- (1) 会長及び会長職務代理者の互選について
- (2) 広域漁業調整委員会の概要について
- (3) 各部会の設置及び部会委員について
- (4) 太平洋広域漁業調整委員会及び各部会の開催状況
- (5) 資源回復計画の概要について
- (6) 水産資源の状況について
- (7) 資源回復計画及び委員会指示について
 - ①マサバ太平洋系群資源回復計画について
 - ②伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について
 - ③太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について
- (8) 資源管理に関連する連絡・報告事項
- (9) その他

5. 議事内容

開 会

○坂本管理課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第13回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は海区互選委員のうち、北海道の川崎一好委員、岩手県の大井誠治委員、愛知県の新井一紀委員、和歌山県の新野益生委員が事情をやむを得ず御欠席されておりますが、委員定数28名のうち、定足数であります過半数を超える24名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づいて、本委員会は成立していることを御報告いたします。

あいさつ

○坂本管理課課長補佐 それでは、会議に先立ちまして、山下水産庁次長からごあいさつをお願いします。

○山下次長 おはようございます。水産庁次長の山下でございます。第13回太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい時期にお集まりいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、日ごろから資源管理、漁業調整等の課題に御尽力を賜っておりますことに対しまして、改めて御礼申し上げます。

また、先月チリを震源とする地震による津波が発生いたしまして、現在までに宮城県、岩手県を初め、三重県など、8県にわたり総額60億円を超える被害が確認されております。被害に遭われた関係県の皆様方には、心からお見舞いを申し上げます。

さて、広域漁業調整委員会は都道府県の区域を越えて分布、回遊する資源の適切な管理を目的といたしまして設置され、国が作成いたします広域の資源回復計画を中心に御審議をいただいているところでございます。

今般、本委員会は3期目を迎えることとなりましたが、委員の改選手続に若干時間を要しまして、会議の開催が本日になりましたことを、まずお詫び申し上げます。また、委員の任期は4年でございますので、委員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導の

ほど、お願い申し上げる次第でございます。

我が国周辺水域の資源状況につきましては、水産総合研究センターの評価によりますと、評価対象魚種の約4割が低位の水準にあるとされております。このため、将来の水産物の安定供給、水産業の健全な発展を確実なものとするためには、これらの低位の水準にある資源を含め、適切な資源管理を進めていくことが最も重要な課題であると思っております。

また、このような低位にある資源を対象にいたしまして、これまで資源回復計画を作成、推進し、資源の維持、回復を図ってきたところでもあるわけでございます。

資源回復計画は、現在、全国で18の広域計画、47の地先計画が作成されておりました、太平洋海域を管轄いたします本委員会の関係について見ますと、7つの広域計画が実施されております。昨今、国民の資源管理に関する関心は極めて高くなってまいりまして、水産庁といたしましても、こういった計画の取り組みを着実に進めるということで、国民からの負託にしっかりこたえていくことが大変肝要であると考えている次第でございます。

なお、皆様既に報道等で御案内のこととは思いますが、昨日まで中東のカタールで開催されておりましたCITES（ワシントン条約）の締約国会議がきのうで終了したわけでございますけれども、大西洋のクロマグロにつきまして、資源管理が不十分であるということで、国際取引を禁止するという提案がなされて議論が行われてきたところでございます。

昨日までの採決の結果でございますが、この大西洋のクロマグロ、また我々の関心のある魚種といたしましては宝石サンゴ、さらには8種類のサメ類という提案がございましたが、いずれの提案も否決されました。私どもが期待していた結果が出て、とりあえずは安堵しているところでございます。

しかしながら、国際的な資源管理の強化の流れはより一層高まってくると考えておりました、今申し上げた魚種に限らず、太平洋のクロマグロの資源管理につきましても、今後さらに関心が高まってくることが予想されます。太平洋のクロマグロについての漁獲量は、全世界の漁獲量のうち我が国がその7割を占めておりますことから、太平洋クロマグロの資源状況を踏まえまして、今後率先して適切な資源管理に取り組んでいく必要があると考えている次第であります。

さらに、サメ類、宝石サンゴにつきましても、今申し上げましたワシントン条約（CITES）で議論が行われたということを考えますと、クロマグロに限らず水産資源全般にわたってしっかりと資源管理を実施していくことが極めて肝要であると考えている次第で

ございます。

こういったことも含めまして、皆様方には本委員会の役割であります資源管理、それから漁業調整といった課題に対しまして、今後とも実質的な御議論をお願いする次第でございます。本日、委員の皆様方の有意義な御審議が行われまして、資源管理の一層の推進が図られることを祈念いたしまして、簡単でございますが、開会のあいさつにかえる次第でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 どうもありがとうございます。続きまして、議事に入ります前に、まずお配りしております資料の確認をさせていただきます。それでは、お手元にお配りしております資料でございますが、まず議事次第、委員名簿、それから本日の配席図、これが2枚ございますけれども、本日の出席者の名簿、あとは会議で使用する資料でございますが、資料1、それから資料2-1、資料3-1、資料4、資料5、資料6-1、資料7-1、資料8-1、資料9までございます。

配付している資料は以上のおりでございますけれども、不足等ございましたら事務局までお申しつけください。説明の途中でも、資料に落丁等ございましたら、その都度、お手数ではございますが事務局までお申しつけください。よろしくお願いいたします。

それでは、会長につきましては漁業法第114条で準用いたします同法第85条第2項の規定により、また会長の職務を代理する者につきましては漁業法施行令第3条第1項の規定により、委員の皆様方に互選をしていただくということになっております。

会長及び会長の職務を代理する者が決まりますまでの間は、水産庁の木島資源管理推進室長が仮の議長を務めさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員紹介等

○仮議長（木島資源管理推進室長） おはようございます。資源管理推進室長の木島でございます。それでは、仮の議長を務めさせていただきます。議事に入る前に、事務局から本委員会の委員の構成及び任期等について説明してください。

○坂本管理課課長補佐 それでは、まず委員名簿をごらんください。本委員会の委員構成についてでございますが、太平洋の区域に設置された海区漁業調整委員会の委員から都道府県ごとに互選された委員が18名、それから農林水産大臣が選任した漁業者代表が7名、

それから学識経験者が3名の、計28名で構成されております。

次に委員の任期についてですが、都道府県の互選委員は平成21年10月1日～平成25年9月30日までの4年間、大臣選任委員は平成22年3月1日～平成26年2月28日までの4年間となっております。

本日の第13回の委員会は、先ほども申しましたとおり、第3期目の委員の方々になられて初めての会合でございますので、委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしております委員名簿の順に御紹介させていただきますので、委員におかれましては一言ごあいさついただけたらと思っております。

それでは、まず青森県の松本委員でございます。

○松本委員 澤口委員の後任で来ました松本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○坂本管理課課長補佐 宮城県の阿部委員です。

○阿部委員 おはようございます。宮城県の海区漁業調整委員会から来ました阿部力太郎でございます。よろしくお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 福島県の佐藤委員です。

○佐藤委員 おはようございます。福島県代表の佐藤康徳でございます。よろしくお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 茨城県の西念委員です。

○西念委員 おはようございます。茨城県から来ました西念幸吉です。よろしくお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 千葉県の小滝委員です。

○小滝委員 茨城県の小滝でございます。よろしくお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 東京都の竹内委員です。

○竹内委員 東京都の竹内でございます。ここには東京海洋大学名誉教授となっておりますが、東京海洋大学は平成5年に商船大学と合併してできまして、私はその前に定年になっておりますので、実は東京水産大学の名誉教授でありまして、ここに書いていただくのでしたらば、できれば茨城とか青森の委員の方と同じように東京海区漁業調整委員会会長としていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 申しわけございませんでした。以降、訂正させていただきます。

続きまして、神奈川県宮川委員です。

- 宮川委員 神奈川県海区漁業調整委員会から来た宮川です。どうぞよろしくお願ひします。
- 坂本管理課課長補佐 静岡県の谷澤委員です。
- 谷澤委員 静岡海区の谷澤でございます。よろしくお願ひします。
- 坂本管理課課長補佐 三重県の黒田委員です。
- 黒田委員 三重県の黒田耕一郎でございます。よろしくお願ひいたします。
- 坂本管理課課長補佐 徳島県の井元委員です。
- 井元委員 徳島の井元でございます。よろしくお願ひします。
- 坂本管理課課長補佐 高知県の和田委員です。
- 和田委員 大河ドラマ・坂本竜馬を今やっております高知県の和田義光と申します。よろしくお願ひします。
- 坂本管理課課長補佐 愛媛県の佐々木委員です。
- 佐々木委員 愛媛県の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 坂本管理課課長補佐 大分県の平川委員です。
- 平川委員 大分県の平川でございます。どうかよろしくお願ひします。
- 坂本管理課課長補佐 宮崎県の宇戸田委員です。
- 宇戸田委員 宮崎県から来ました宇戸田と申します。宮崎県の海区委員も務めております。よろしくお願ひいたします。
- 坂本管理課課長補佐 続きまして、農林水産大臣選任委員の方に入ります。野崎委員です。
- 野崎委員 北部太平洋大中型まき網135トン型を経営しております野崎でございます。よろしくお願ひいたします。
- 坂本管理課課長補佐 石田委員です。
- 石田委員 同じく北まきの80トン型経営者でございます石田です。よろしくお願ひします。
- 坂本管理課課長補佐 山田委員です。
- 山田委員 静岡から参りました浜平漁業の山田と申します。よろしくお願ひします。
- 坂本管理課課長補佐 清家委員です。
- 清家委員 大分県で80トン型をやっております清家でございます。よろしくお願ひします。

- 坂本管理課課長補佐 金井委員です。
- 金井委員 釧路機船漁業協同組合の金井です。よろしくお願いします。
- 坂本管理課課長補佐 鈴木委員です。
- 鈴木委員 宮城県沖底漁協の鈴木でございます。前任者・伊妻にかわりまして選任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 坂本管理課課長補佐 宮本委員です。
- 宮本委員 昭和水産の宮本と申します。愛媛県八幡浜のほうで125トン型の2そうびき沖合漁業の経営をしております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 坂本管理課課長補佐 学識経験者の山川委員です。
- 山川委員 東京大学の山川と申します。専門は水産資源の研究を行っております。よろしくお願いいたします。
- 坂本管理課課長補佐 石原委員です。
- 石原委員 おはようございます。石原でございます。私は現在、漁船保険中央会に在籍しております。よろしくお願いいたします。
- 坂本管理課課長補佐 高成田委員です。
- 高成田委員 高成田です。朝日新聞の石巻支局というところにおります。石巻からまいりました。よろしくお願いします。
- 坂本管理課課長補佐 続きまして、ここで水産庁からの出席者も少し紹介させていただきます。
- 水産庁の内海管理課長が出席する予定でございますが、急用で席を外している状況でございます。どうも申しわけございません。
- 同じ管理課の木島資源管理推進室長、先ほど仮議長をお願いしています。
- 長谷沿岸沖合課長。
- 長谷課長 おはようございます。よろしくお願いします。
- 坂本管理課課長補佐 独立行政法人水産総合研究センターの中央水産研究所から、資源評価部長の堀川部長。
- 堀川中央水産研究所資源評価部長 中央水研の資源評価部長の堀川でございます。よろしくお願いいたします。
- 坂本管理課課長補佐 同じく中央水研から西田室長。
- 西田中央水産研究所資源評価部資源動態研究室長 西田です。よろしくお願いいたします。

す。

○坂本管理課課長補佐 それから、渡邊主任研究員。

○渡邊中央水産研究所資源評価部資源動態研究室主任研究員 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 以上でございます。

議 題 (1) 会長及び会長職務代理者の互選について

○仮議長 それでは、委員の紹介も終わりましたので、会長及び会長の職務を代理する者の互選についての議事に入らせていただきます。資料1の16ページの太平洋広域漁業調整委員会事務規程をごらんいただきたいと思います。漁業法等の規定に基づきまして、本委員会の事務規程第4条において、会長及び会長の職務を代理する者につきましては委員の互選により選出することとされております。どなたか立候補もしくは御推薦いただける方がいらっしゃいましたら、御意見をお願いいたします。

○金井委員 本委員会は広域的な資源管理に関する協議を行う場でもありますので、中立的な立場の学識経験者委員の方に会長などをお願いしたいと思います。よって、会長には石原委員さん、そして会長の職務代行者には山川委員さんを推薦いたしたいと思います。

○仮議長 ありがとうございます。ただいまの農林水産大臣選任委員の金井委員からの御提案を皆様にお諮りしたいと思います。会長を学識経験委員の石原英司委員、会長の職務を代理する者を同じく学識経験委員の山川卓委員とすることで、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○仮議長 それでは、会長は石原委員、会長の職務を代理する者は山川委員をお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

ただいま会長及び会長の職務を代理する者が互選されましたので、石原会長におかれましては、会長席にお移りいただきたいと思います。今後の議事の進行は、石原会長にお願いいたします。

○石原会長 ただいま、委員の互選によりまして会長に推挙されました石原でございます。私、風邪をひいておりまして、体調がやや不良ということで、お聞き苦しい点があると思いますが御容赦をいただきたいと思います。

広域漁業委員会の会長という非常に重い職責を与えられまして、私自身、非常に光栄で

あると思うと同時に、この重責に身が引き締まる思いでございますけれども、私にとりまして、この分野、やや経験不足あるいは勉強不足といった面がございますので、委員の皆様におかれましては全面的な御支援、サポートをお願いしたいと思います。今後ともよろしく願い申し上げます。以後、座って会議の運営をさせていただきたいと思っております。

それでは、今、私が簡単にごあいさつを申し上げましたが、会長の職務を代理する者に就任していただきました山川委員からも一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○山川会長職務代理者 会長の職務代理を拝命させていただきました山川でございます。会長が万一何らかの御都合により御出席できないことがある場合には、私としましてはそういうことがないことを祈りたいわけでございますけれども、会長の職務を代理ということで、皆様方の御協力を得ながら精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○石原会長 山川委員、どうもありがとうございます。

議事録署名人指名

○石原会長 それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございますので、事務局の規程第12条により、会長の私から指名させていただきます。都道府県互選委員からは静岡県谷澤輝雄委員、農林水産大臣選任委員からは野崎哲委員のお二方に本日の委員会の議事録署名人をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

(2) 広域漁業調整委員会の概要について

○石原会長 それでは、次に議題(2)に移りたいと思っております。「広域漁業調整委員会の概要」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 ごあいさつが遅れておりました。私は水産庁管理課の坂本と申します。

それでは、お手元の資料1によりまして、広域漁業調整委員会について簡単に御説明させていただきます。広域漁業調整委員会は、平成13年の漁業法の改正により、国の常設機関として農林水産省に設置されました。漁業法第110条に基づきまして、太平洋、日本海

・九州西、それから瀬戸内海の3つの委員会がございます。

2ページに地図がございますが、この太平洋の広域漁業調整委員会は、北海道～宮崎までという非常に広い海域を管轄することになっております。

1ページに戻っていただきまして、委員会の機能ですけれども、広域漁業調整委員会は、広域的に分布、回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項ということで、これまで国が作成する資源回復計画に関する事項を中心に協議、調整を行ってまいりました。

ここの③でございますように、広域漁業調整委員会は、資源管理措置の適切な実施を担保するために委員会指示の発動というのを行っております。この委員会指示に関してですが、本委員会は漁業調整委員会という名称ではございますけれども、法律上、漁場の使用に関する紛争の防止または解決等、資源管理以外の調整問題については権限を有してございません。その点は、他の海区の漁業調整委員会とは性格が少し異なっているというところがございます。

「3 委員構成」ですが、ここは先ほど御紹介のあたりで御説明しておりますので、飛ばさせていただきます。

5ページから、関連の漁業法の規定ですとか関連の法令を定めておりますので、御説明はいたしませんけれども、また御参照ください。

ちょっと飛びまして、15ページから本委員会の事務規程がございますので、これを若干説明させていただきます。まず、第2条で「委員会の事務局は、水産庁内に置く」となっておりますが、管理課の資源管理推進室で担当させていただいております。

それから、第5条で「委員会の会議は、会長が招集する」となっておりまして、第6条で委員会の定足数は過半数であり、議事は出席委員の過半数で決するということとなります。それから、第9条、委員会は参考人からも意見を求めることができます。さらに第11条、先ほど議事録署名人について会長から御指名がございましたが、本委員会につきましては議事録を作成することとされております。第13条のとおり、「議事録は、一般の縦覧に供するものとする」ということですので、水産庁のホームページに議事録を掲載しております。

次の議題に関係いたしますので、第14条、部会についての御説明をさせていただきます。本委員会では、太平洋北部会及び太平洋南部会を置くこととされております。太平洋北部会につきましては、北海道～茨城県に面する海面、太平洋南部会につきましては、千葉県～宮崎県に面する海面に設置されることとなっております。

第4項において、部会の委員につきましては部会が設置された区域内の海区漁業調整委員会から互選された委員、それから農林水産大臣が選任した漁業者代表委員のうち、委員会の会長が指名する委員。それから、農林水産大臣が選任した学識経験委員全員という形で構成されることになっております。各部会の委員につきましては、次の議題で御検討いただくことになっております。

最後に、部会の位置づけですが、第14条の第7項をごらんいただきたいと思います。「委員会は、部会の設置された海域において完結する資源の回復計画の調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする」という規定がございまして、各部会で御審議いただいた後、その結果を第6項に基づきまして、委員会に報告するというやり方で進めております。

私からの説明は以上です。

○石原会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたけれども、広域漁業調整委員会の職責等につきましては御質問があれば承りますが、よろしゅうございますね。特になければ、次に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

(3) 各部会の設置及び部会委員について

○石原会長 それでは、次の議題、「(3) 各部会の設置及び部会委員について」ということで、事務局から説明を続けてください。

○坂本管理課課長補佐 太平洋の海域は、先ほど申しましたとおり、太平洋北部会、それから南部会の2つの部会が置かれておりまして、それぞれの部会について委員を選任する必要があります。海区漁業調整委員会の互選委員につきましては、自動的に部会の置かれた区域内の委員をお願いするということになっておりまして、学識経験委員についてはすべての部会の委員となることになっております。先ほどの説明とちょっと重複いたしますけれども、農林水産大臣選任委員の漁業者代表の委員については、会長が指名するということでございます。

資料といたしまして資料2-1、この1枚のものですが、表と裏でそれぞれ北部会と南部会の委員名簿ということで、部会の委員の案を出させていただいております。会長、これで審議をお願いいたします。

○石原会長 それでは私から、今事務局から説明のありました太平洋の北部会は資料2-

1であります。それから南部会につきましてはその裏の資料2-2というのがございます。

太平洋の広域漁業調整委員会には、この2つの北部会、南部会が置かれたということでございますけれども、このおのおの部の委員の選任ということで、今提示されております資料2-1の北部会、2-2の南部会、この委員の名簿の案をもちまして決めたいと考えておるところであります、この案でお諮りしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○石原会長 それでは今後、北部会につきましては資料1のメンバーで行く、それから南部会につきましては、資料2-2のメンバーで執行していくということにいたします。よろしくお願ひいたします。

(4) 太平洋広域漁業調整委員会及び各部の開催状況

○石原会長 続きまして、議題「(4) 太平洋広域漁業調整委員会及び各部の開催状況」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本管理課課長補佐 それでは、資料3-1というホッチキスどめの横長の資料につきまして説明させていただきます。太平洋広域漁業調整委員会及び各部の開催状況ですけれども、左側の表にありますとおり、最近では本委員会、それから部会ともおおむね年2回のペースで開催してきております。それから、右側の表に簡単にこの委員会、それから部会のほうで御審議いただいて作成されました資源回復計画が表にまとめてございます。この太平洋の海域では、7つの資源回復計画が現在実施されているという状況でございます。

次のページは、日本海・九州西、それから瀬戸内海の関係のものを御参考までに掲載しております。

次の資料3-2で、直近の広域漁業調整委員会の各部の概要ということでございますが、これは平成21年の3月5日に開催されております前回の委員会、それから各部の議事概要でございます。

本委員会の方ではマサバ太平洋系群、それから2. にございます北部会の方では太平洋北部海域のカレイ類ですとか、3. の太平洋南部会のほうでは伊勢湾・三河湾の小型底びき網漁業、それぞれこういったものについての資源回復計画について取り組みの報告が行われ、さらには本委員会のほうの②のところですが、伊勢湾・三河湾のイカナゴに

係る委員会指示、それからキンメダイ底刺し網漁業を承認制とする委員会指示などを発出することを決定しております。

それから、3. 太平洋南部会の②のところですが、ヤリイカの太平洋系群（南部）資源回復計画については、昨年3月をもって終了するという報告が行われておりました。

私の説明は以上でございます。

○石原会長 どうもありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言ください。よろしゅうございますか。

（5）資源回復計画の概要について

○石原会長 よろしければ、次の議題に移ります。議題「（5）資源回復計画の概要」につきまして、事務局から説明してください。資料4ですね。

○坂本管理課課長補佐 資料4を引き続き説明させていただきます。「資源回復計画の概要」というものですが、資源回復計画は、緊急に資源水準を回復させる必要がある水産資源について、まずここにあります「①減船、休漁等を含む漁獲努力量の削減」、それから「②種苗放流等による積極的な資源の培養」、「③漁場環境の保全など」といった3つの柱で計画を作成しまして、それに基づいた具体的な取り組みを総合的に推進していくという計画でございます。

「2 概要」の「資源回復計画の枠組み」というところがございますが、計画は国または都道府県が、漁業者協議会等を通じまして現場の漁業者の皆様方の御意見を集約して、案を作成して、さらにこの広域漁業調整委員会または海区の漁業調整委員会と協議いたしまして作成するということになります。

それから、その回復計画に基づきまして、関係の漁業者団体の方では、具体的な取り組みを記した漁獲努力量削減実施計画というものを作成していただくことになっておりまして、その実行に伴う経営安定支援策などの措置も講ずることになっております。

さらには、計画の実行を担保するために、漁業法等に基づく公的管理も講じていくということでございます。

「（2）資源回復計画の内容」で「①回復計画の区分」というところがございますが、回復計画には対象魚種を特定した魚種別の計画と、それから定置網漁業や底びき網漁業など、多種類の魚種を漁獲する漁業種類を対象として作成する包括的資源回復計画という2

つの種類がございます。

ちょっと飛んでいただきまして、「(3) ポスト資源回復計画」というところがございますけれども、資源回復計画の取り組みにより資源の回復等が見られている計画につきましては、取り組みの有効性を評価して自立的な資源管理体制の構築に向けた取り組みを進めることを考えております。

2 ページ、3 ページに、今ございます魚種別、それから包括的資源回復計画を日本地図に落としたものでございます。

さらに、その次の4 ページ、5 ページには一覧表の形で対象魚種などをお示ししております。

現在のところ、魚種別計画では国が作成した資源回復が17計画、それから都道府県作成のものが32計画で計49計画、それから包括的計画では国の作成したものが1計画、都道府県作成のものが15計画ということで、合計16計画、魚種別と包括的計画合わせて65計画が実施中でございます。

説明は以上です。

○石原会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら承ります。よろしゅうございますでしょうか。

(6) 水産資源の状況について

○石原会長 それでは、御意見もないようですので、議題「(6) 水産資源の状況について」に移ります。なお、本委員会におきましては、本委員会に設置された部会の区域をまたがる資源として、マサバ太平洋系群資源回復計画に関連いたしますマサバ太平洋系群について説明をいただくことになっております。

それでは、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所の渡邊主任研究員から、この件につきまして御説明をお願いいたします。よろしく。

○渡邊主任研究員 それでは、資料5をめくっていただいて3ページ、「マサバ太平洋系群の資源状況について」という資料をごらんください。この資料は、2009年の9月に行われました資源評価会議の折に作成しました資源評価報告書より抜粋したものでございます。

まず、「1. 漁獲量」の状況ですが、図1をごらんください。左側が1960年～2008年までの漁獲量の海域別の推移、そして右側に2004年～2008年について抜粋したものを載せております。

ごらんいただきますとわかりますが、1978年に漁獲量のピークがありました後、1990年まで減少して、1991年には2万t程度という著しく低い水準にまで低下いたしました。その後、卓越年級群といいまして、発生量の多い年級が加入した年とその前後に一時的に漁獲量が増加する年がありましたが、2000年の中ごろまでは、漁獲量が大きく増減しつつも余りふえずに、不安定な状況が続いておりました。

2004年以降は加入量水準の高い2004年級群が加入し、さらにその後2007年級群という、これも加入量水準の高い年級が発生しまして、この2年級に支えられたこともありまして、2004年～2008年については17万t～24万tと、比較的高い水準で漁獲量が安定して推移しております。

2008年の漁獲量は1～12月の合計で19万7000t、漁期に合わせた2008年7月～2009年6月までの合計では17万1000tとなっております。この漁獲物の年齢組成に最近変化がありまして、図2に示してございます。

漁獲量が最低になった1990年以降、2000年半ばぐらいまでは0歳～1歳の若齢魚が漁獲の主な部分を占めておりました。図2に示しました濃い青が0歳魚の漁獲尾数、水色が1歳魚の漁獲尾数です。ほとんど0歳と1歳で占められていたんですが、2004年以降は図2の右側の図を見ていただければわかりますように、2歳あるいは3歳というものが漁獲に見られるようになってきてまして、著しく若齢に偏っていたという状況から改善が見られております。この原因としましては、0歳魚と1歳魚に対する漁獲の強さが軽減されてきたということがあります。

図3には、0歳と1歳に対する漁獲係数の経年変化を示しております。薄いほうが1歳、濃い折れ線が0歳にかかる漁獲係数でして、漁獲係数は漁獲の強さに読みかえていただいでよろしいかと思いますが、これが1990年の半ばごろは非常に高かったんですけれども、近年の2004年以降は漁獲の強さが下がっておりまして、このことが0歳、1歳だけでなく2歳、3歳まで漁獲物の中に見られるようになってきたという状況をつくっていると考えております。

めくっていただいて、資源状況の説明に入ります。資源状況につきましては、図4に示しております。ちょっとわかりにくくて申しわけありませんが、濃い青がトータルの資源

量で、こちらの数字の軸は左側の軸になります。やや薄い青の方が卵を産む親の量を示したもので、こちらの軸は右側の軸になります。これを見てみますと、1970年代～1990年代にかけて資源量が減少して、1990年代～2000年代半ばまではほぼ低位のまま横ばいで推移しておりますが、2004年以降、資源量、親魚量とも立ち上がっているという状況を見ることができます。

この資源の立ち上がりというのが、先ほどお話ししました2004年と2007年に発生しました加入水準の高い年級群によるものでありまして、これらの年級に支えられて、現在、資源量、親魚量ともに1990年～2000年代の最低水準は脱しつつあると考えております。2008年の資源量は62万t、親魚量は15万tと推定しております。

資源の今後につきましては、2009年の加入がどうであったかということが重要な情報になります。これについては、2009年にかけて幾つか調査が行われていまして、その結果を「3. 今後の加入量の見積もり」のところに羅列してございます。

その中の、特に図5に示しました西部北太平洋サンマ資源調査という結果から判断しますと、2009年の加入水準というものは、2007年級群に匹敵する程度の比較的高い加入水準であると考えております。

最新の情報としましては、この3月に漁海況予報会議を通じまして2009年級群の加入状況についても情報が入ってまいりまして、茨城県水産試験場さんが漁業の状況から計算しました未成魚越冬群指数という指数で判断しますと、やはり2007年級群に次ぐ比較的高い水準であるという結論が得られておりますので、今後もマサバについては著しい資源の減少というのは考えなくていい状況にあるかなと考えております。

以上です。

○石原会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

高成田委員、どうぞ。

○高成田委員 基本的なことをちょっと伺いたいんですが、マサバのグラフを見ますと、非常に変動が激しいんですけれども、マサバの場合にあり得るべき水準というようなものは何か想定されているのでしょうか。つまり、普通の経済の成長率ですと、潜在的な経済成長率というのがあって、それに向かってもうちょっと努力ができるのかということがあるんですが、これを見て、非常に変化が激しいものですから、要するにどのぐらいの水準というのを想定されて、そこが回復なら回復というところの根底に置かれているのかという

ことをちょっと伺いたいんですが。

○石原会長 ただいま、高成田委員から御質問がございましたけれども、これにつきまして渡邊主任研究員からお答えをお願いしたいと思います。

○渡邊主任研究員 マサバにつきまして、目標の資源水準としましては比較的安定した加入が見込める親魚量というものを決めておりまして、親魚量で45万tを目標にABCの算定等を行っておりますので、それが一つ目安かと思えます。

○石原会長 高成田委員、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見ございましたら。

宮川委員。

○宮川委員 今の説明で行くと、今後もサバ、マサバに関して大丈夫だという話ですが現場サイドから見ると、今年太平洋中部、伊豆諸島の東京都海面の操業で1万4000tという割り当ての中で、大体5000tしか揚がっていないということ。それで、実質目で見た中で昔と比べてサバがすごく薄い、量が少ない。だから、一そう当たりの水揚げも物すごい少ないし、そういう状態であって回復をしているということ、現場サイドから見ると本当のかなと。

目で見たところでは回復しているような状況も全然ないし、去年も新島の西からサバが揚がって、三宅で少し揚がったんですけども、すぐゴマサバが多くなってという感じで、ことしは同じ新島の西から揚がって、それで三宅で少しマサバが持ち上がって、今まで三宅でそれだけマサバが揚がったということはないですが、ゴマよりマサバのほうが結構多い状態の群れですけども、結局群れが薄い。それで、水温の下限もあるが、魚が深くてすくえないという状況の中、今の報告でマサバが安全だという案と、現場サイドから言わせてもらおうと、これで安全という量なのかなという感じがします。

○石原会長 今の、現場の感覚というところと、研究の分析の話との若干の乖離と申しますか、そのあたりはどうでしょう。

○渡邊主任研究員 私の説明が足りなかったかと思いますが、もちろん先ほどお話がありましたように、サバとしては親魚量45万tを目標水準としていまして、それに比べると現在の親魚量の水準というのはまだずっと下にありますし、もちろん資源が80年代や70年代のような安定した高い水準にあるというわけではございません。著しく低かった1990年～2000年の時期に比べて、そこの最低水準は何とか脱しつつあるという状況で、楽観していいということでは決してない。状況は少しずつよくなっているということを申し上げ

たかったんです。

○石原会長 宮川委員、よろしいでしょうか。

○宮川委員 毎年見ていて、やっと3年ばかりマサバが見えてきたという感じで、また量からみるとほんの上側、一皮。そんなに多いとは言えない量で、隻数もうちのほうでも東京都海面で働く船が丸っきり少なくなったもので、揚がる量も少ないんですけども、実際少ないからもっと魚がいていいのかなと思うんです。その割に見えないということは、やっぱりまだまだ足んないんじゃないのかな。

○石原会長 どうもありがとうございました。今の御発言に対して追加する説明はございますか。特によろしいですか。

宮川委員、よろしいでしょうか。ほかに御意見ございましたら、どうぞ。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 宮城の阿部です。

ただいまの資料の3ページの一番最後なんですけど、2007年、2008年の産卵親魚量は一時的に減少しておると……。

○坂本管理課課長補佐 次の議題の資料でございます。申し訳ありません。

○石原会長 この後で。わかりました。

ほかに御意見、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。次に移りたいと思います。

(7) 資源回復計画及び委員会指示について

①マサバ太平洋系群資源回復計画について

○石原会長 それでは、議題「(7) 資源回復計画及び委員会指示について」ということで議事を進行させたいと思います。本日の委員会におきましては、本委員会に設けられました部会の区域をまたがる資源回復計画の取り組み状況の報告を受け、また漁業法の第68条に基づきます資源回復計画に係る本委員会の指示について審議をいただくことになっております。

議題(7)のうち、「②伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について」と「③太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について」につきまして、まず設置されております太平洋の南部会で審議をした後に本

委員会で審議をするという順番になります。そのために、ここでは「①マサバ太平洋系群資源回復計画について」という議題を審議して、一たん委員会を休会させていただくということで、各部会が終了した後に最終的にまた本委員会を再開いたしまして、議題（7）の②、③以降の議題を審議するということにしたいと思います。皆様方、委員におかれましてはどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、マサバ太平洋系群資源回復計画につきましては、取り組み状況、それから一部変更についてということで議題に入りたいと思います。

この計画につきましては、平成15年の10月に公表されまして、一昨年3月に開催された本委員会におきまして、計画期間を平成23年まで延長することが了承されたものでございます。取り組みの状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本課長補佐 それでは、資料6-1、このホッチキスどめしてあります資料に基づきまして、私からマサバ太平洋系群資源回復計画の概要と取り組み状況について説明させていただきます。

まず、1. にあります計画の概要ですけれども、マサバにつきましては1992年と1996年に卓越年級群が発生しましたが、当時は未成魚の多獲によって資源回復が図られなかったことを踏まえまして、卓越年級群の発生時には、タイミングを逸することなく未成魚をとり残して産卵親魚量を確保していくということで、現在太平洋北部海域の大中型まき網漁業を中心といたしまして、休漁等の漁獲努力量削減の取り組みを行っているところでございます。

2. のところですが、現在の取り組み状況です。まず、「(1) 休漁」のところですが、操業統日の削減率を、年によって10%~20%ということで設定しておりまして、マサバの漁獲量が一定数量を超えた場合に機動的に臨時休漁を行う、その臨時休漁を主体に、現在取り組みを行っております。

休漁の実績でございますけれども、2008年漁期、それから2009年漁期のあたりを見ていただきまして、2008年漁期ですと休漁日数が33日、休漁統日数は933統日、それから操業統日数が1964統日で、削減率は32%ということになっております。さらに、2009年漁期ですと休漁日数が29日、休漁統日数が915統日、それから操業統日が1302統日。これで計算しますと、削減率が41%。これは昨年の7月からこの2月までの暫定ということではございますけれども、このような数字となっております。

この休漁につきましては、詳細な月別の休漁実績を5ページに「(参考2)」というも

のをおつけしておりますが、これについても後ほど御参照いただければと思います。

減船につきましては、2003年に1ヶ統、それから2004年に4ヶ統の減船をいたしまして、その後の減船はございません。

その後、(3)のところですが、2006年7月からは、漁獲状況に応じて作業時間の短縮(投網時間制限)ですとか、投網回数の制限なども自主的に実施しているところがございます。

その次に「ミニ船団方式の試験操業」というものがございますけれども、これも後ほど担当から御説明させていただきます。

次のページに行ってくださいまして、マサバの資源状況ですとか漁獲状況をグラフで掲載してございます。ちょっとお時間かかりますが、説明させていただきますと、まず「(参考1)」という2ページの左側のグラフ、「0歳魚の資源尾数の推移」でございますが、資源回復計画、2003年に開始してその翌年の2004年に卓越年級群に恵まれたところがございます。1992年、それから1996年の卓越年級群発生時の教訓に基づいて、この2004年級群の保護を図っていくというのがこの計画でございます。

それによって、このグラフで見いただきますと、2007年も0歳魚の資源尾数というのが比較的高い水準になったというふうになっております。それから、右側のグラフを見させていただきますと、1992年、1996年、それから2004年、2007年、それぞれ卓越年級群について、その発生後4年間の資源状況、それから資源尾数と漁獲尾数をグラフで示したものでございます。

1992年級群は1歳魚、それから1996年級群は0歳魚、1歳魚を多獲しておりますが、2004年級群、それから2007年級群については1992年、1996年に比べると、総じて0歳魚、1歳魚の漁獲が少ないという状況になっております。それから、2004年級群につきましては、2歳魚、3歳魚の資源尾数が1992年、1996年の年級群の倍以上となっているというところ です。

次のページに行ってくださいまして、「年齢別の漁獲尾数の推移」というグラフですけれども、2004年級群の保護によりまして、近年では2007年に3歳魚、この緑の部分ですけれども、それから2008年には4歳魚、ここら辺のまとまった漁獲も見えてきているというところ です。

その隣の「資源量と産卵親魚量(SSB)の推移」というグラフですが、資源回復計画を2003年からやっているわけでございますが、2004年の卓越年級群が発生した後、資源量

は50万tを超えているという状況で、産卵親魚量についても、この●の青い線の方が産卵親魚量でございますけれども、2006年には割と大幅に増加いたしましたして、産卵親魚量が29万t、それから2007年には24万tと、回復計画の目標であります産卵親魚量18万tを超えたところでございます。ただ、2005年、2006年の加入尾数が低位だったということもありまして、2007年、それから2008年については産卵親魚量が一時的に、若干減少しているというところはございます。

その次のページのグラフが「0才魚資源尾数の推移と09年予測」。これは先ほど資源評価の御説明の中でもございましたが、2007年級群というのは今のところ、比較的良好な発生状況ということで、これからはこの2007年ですとか2009年ですとか、その辺の年級群が漁獲の主体になりますけれども、その保護をどう図っていくかが課題となるところでございます。そのために、これまでの取り組みを次年度以降も着実にやっていく必要があると考えております。

次の「(参考3)」、「大中型まき網漁業の合理化に向けたミニ船団化の取組」についても、情報提供として担当から御説明させていただきます。

○加藤沿岸沖合課課長補佐 水産庁沿岸沖合課の加藤と申します。

それでは、この資料の6ページからを使いましてご説明させていただきます。「大中型まき網漁業の合理化に向けたミニ船団化の取組(成果報告)」でございますが、この取り組みにつきましては、水産庁で進めております漁船漁業の構造改革の取り組みなどのもとで、北部太平洋海域を中心に試験的に実証を行っているものでございます。

このねらいでございます。大中型まき網漁業の経営につきましては、燃油高騰などのコスト高あるいは魚価安といった中で、厳しい状況にございます。そういう中で、漁船の隻数、1船団が従来4～6隻ということで、かなり大がかりな船団構成でございますけれども、これについて、例えば網船に運搬の機能を持たせるなどによって2隻あるいは1隻などに縮減していく。これによりまして、乗組員の数やコストを大幅に削減する、それから資源管理への対応ということもございます。漁獲努力量をふやすことなく、少ない漁獲でも安定的に経営していけるようにならないかということ。それから、運搬機能もあるような網船ということで、漁船が大型化され、そういうような中で居住環境の改善等によって後継者を得やすくしていくということも考えているものでございます。

8ページをご覧くださいんですが、大中型巻き網漁業につきましては、80t型と135t型の大きく2つに分かれております。この絵は135t型を使っております。従来船団は

網船1隻、探索船1隻、運搬船2隻ということでございます。これを船団縮小による操業の合理化ということで、例えば2隻で33人にする。網船兼運搬船1隻、それから運搬船兼探索船1隻ということで、労働環境の改善、それから新商品ですね、カツオ、サバなどの船上凍結品を生産するための設備を設けたり、それから新しい網さばき機を導入して省人化を図るなどの取り組みをしているということでございます。

それでは、6ページにお戻りいただきます。まず、80t型の取り組みでございます。若干繰り返しになりますけれども、従来船団の構成でございますが、80t型の網船1隻、これに運搬船200～350t型2隻、探索船1隻で、乗組員数が45名。これに対しまして、ミニ船団の取り組みでございますが、2船団でございますが、網船兼運搬船のものが270t型、それに運搬船が247tを1隻、そして乗組員数が30名ということで、15名程度を削減という形。

もう一隻については、網船が300t型、乗組員数は35名でございます。

漁獲実績を次の表で比較してございます。この80t型ではアジ、サバ、イワシを主に漁獲しております。平成17年～平成21年までの数字を整理しておりますけれども、例えば平成17年度では従来船団、これは北部太平洋の80t型の平均でございますが、漁獲量が9067t。これに対しまして第81石田丸の漁獲量が7936tで、従来船団の88%ということで小さい数字となっております。

同様に、平成18年度85%、平成19年度87%といったように、おおむね小さい漁獲となっております。平成21年度なんですけれども、こちらは106%となっておりますが、(注)のところに書いてございますが、ほかの船団に比べてカタクチイワシを多く漁獲したので漁獲量は多くなっておりますが、全体として見ればアジ、サバの漁獲は小さい形になっているかと思えます。

もう一つの第88石田丸につきましては、平成21年8月からの実証の開始ということで、まだ具体的な数字の比較はできていない状況でございます。

次に、7ページは135t型でございます。従来船団の構成といたしましては、網船135t型、それに運搬船2～3隻、探索船1～2隻、乗組員数は50名強ということ。

これに対しまして、ミニ船団のほうでございます。2つございますが、1つは網船300t型で、運搬・凍結機能付き。それから、運搬船1隻という形で、乗組員数が32名。もう一船団についても、大体同じような数字となっております。

漁獲実績でございます。135t型につきましては、アジ・サバ・イワシとカツオ・マグロを漁獲しております。平成17年度を見ていただきますと、従来船団の平均値では1万327t

ということですが、これに対して88号船につきましては7866tで76%。同様に平成18年、平成19年、それから平成21年まで70～90%台ということで、従来より小さい漁獲になっているということですが。83号船につきましても、同様のことが言えるかと思えます。

8ページをお願いいたします。最後に、もう一タイプございます。こちら135t型ということで、従来船団のところは先ほどと同じなので説明は割愛させていただきますが、新しい取り組みといたしまして、単船型ということで、網も入れるし運搬、探索もすべてやるということで、415t型1隻。それで、乗組員数が25名ということで、従来の50名程度の半分ぐらいということになっております。

漁獲実績につきましては、今年の8月から実証試験を開始しているということで、まだ具体的な比較はできない状況でございます。

以上が取り組みの説明ですが、船団の縮小によってコストの削減を図っていき、また探索能力等も落ちます中で、少ない漁獲量の中で経営を成り立たせていくということについて試験的に実証を行っているということで、御紹介させていただきました。

○石原会長 どうもありがとうございました。

加藤さん、ついでなので私からお聞きしたい点があるんですが、今ミニ船団化の取り組みについて御説明いただきましたけれども、これら今採択されて実証操業中の計画はおおむね順調に推移していると考えてよろしいのでしょうか。

○加藤沿岸沖合課課長補佐 順調に漁獲の実証をコストの方と比較しながら、今進めているということですが。

○石原会長 どうもありがとうございました。

引き続き、これから資料6-2の説明に入ります。

○坂本管理課課長補佐 ちょっと長い説明となって恐縮なんですが、引き続きまして、資料6-2と6-3も合わせて説明させていただきます。資料6-2というのは、同じホッチキスどめの9ページをめくっていただきますとついております。よろしいでしょうか。

「マサバ太平洋系群資源回復計画における取組の効果について」というものでして、先ほどグラフ等で資源状況等をお示ししましたけれども、こちらの方はもう少し科学的な観点から取り組みの効果を解析したものを、わかりやすい部分だけ事務局からちょっと御説明させていただきたいと思えます。

まず、「1. 近年のマサバ若齢魚に対する漁獲圧」というものですが、この図1のグラ

フをごらんください。これが近年20年間に於ける若齢魚、0歳～2歳魚に対する「F（漁獲係数）」の推移と、それから黒い線が資源量になるんですけども、それをあわせてグラフにしたものでございます。

これを見ていただきますと、過去、例えば1992年とか1996年のころ、資源量の黒い線が上のほうに山のように上がっておりますが、卓越年級群が出て非常に資源量がふえた。そのときには、この青だとか、緑だとか、赤の線、その漁獲圧も非常に高まっていたという状況がございました。

その一方、2004年の年級群が発生したときには、資源量が増加した割には青い線、緑の線、赤い線の増加がさほどでもなかったということにして、2004年級群についてみれば、資源量の増大に比べまして漁獲係数（F）の増加が非常に抑えられていたことが明瞭だと言えると考えております。

次の2.の方なんですけれども、グラフは10ページの図2とか図3になるんですが、こちらは2004年の卓越年級群に対して、1996年の卓越年級群とか1992年の卓越年級群が出現していたときのような高い漁獲圧がかけられたとしたら、どういふ資源量なり親魚量なりの推移となっていたかというのを試算してみたのが、この図2、図3のグラフでございます。

図2のグラフを見ていただきますと、黒い線が資源量となっております、●が実際の平成21年の資源評価からとった値にして、現実の推移を示しています。それから、下のほうに下がっていく、減少していく×の線なんですけれども、これが試算した値ということで、1996年級群が出現したときの高い漁獲圧がかかっていた場合、資源量は若干上がっておりますがその後はもう急激に下がるというふうになります。

それから、赤い線の方が親魚量で、×の線が試算の数字なんですけれども、これで見ると親魚量が全く上がることなく下がってしまっていたというふうになります。

同じ試算、図2のほうは1996年の漁獲圧を使ったもの、それから1992年級群出現時の漁獲圧で計算したものがその下の図3のグラフになるんですけども、こちらで見ても結果としては同じような感じで、資源量は一時的には増加しても、その後急激に下がっていく。親魚量についても全く同じでございます。

1996年と1992年、2つ試算をやっているんですが、その違いといたしましては、1996年は0歳魚、その卓越年級群が出た年の当歳魚の漁獲圧が非常に高かった、1992年は、その翌年、1歳魚に対する漁獲圧が高かった。その場合の違いで試算を2つやってみたという

こととございます。

この試算の結果に基づきますと、資源回復計画を始めて2004年に卓越年級群になった、そのとき、漁獲圧が過去の卓越年級群、1992年や1996年の時よりも非常に下がっていたということもありまして、資源の水準が上昇して、さらには2007年の良好な加入に結びついたとも考えられます。

11ページの最後のグラフ、非常に小さいグラフで見づらいかとは思いますが、これも簡単に御説明いたしますと、卓越年級群を対象としたCPU Eの変化なんです、上の段が1996年の卓越年級群の漁獲が行われていた1996年～1998年漁期と、下の段が2004年級群を対象に漁獲が行われた2004年～2006年漁期のものをグラフにしております。これは北部太平洋まき網漁業協同組合連合会から日別の操業統数と漁獲量のデータをいただきまして、それでCPU Eを計算したものでございます。

それを見ていただきますと、下の段の2004年～2006年のものは、当初CPU Eが比較的低い水準で推移しておりましたけれども、その後、2006年ぐらいになって、グラフがちょっと見づらくて恐縮なんです、またCPU Eが上がっているという状況があります。

このことから見ますと、2004年級群というのは0歳、1歳での漁獲が比較的少なく、2歳魚になるまで取り残された資源尾数が多く、その個体当たりの体重の増加によっても資源量が増加して、CPU Eが上昇した、2004年は非常にうまくとり残しつつ、その後の漁獲が継続されていったと考えられると思います。

最後の資料6-3のほう、資源回復計画の一部変更について今回少し御提案したいと考えております。回復計画の概要で御説明しましたが、資源回復計画の取り組みによりまして資源の回復等が見られている計画については、こういった形でその取り組みの有効性を評価しつつ、今後の自立的な資源管理体制の構築に向けた取り組みを進めることを考えております。

マサバ太平洋系群の資源回復計画については、先の資料で説明したとおり、取り組みの効果も認められつつあって、さらには資源の回復も過去の低水準を脱しつつある、回復が見られつつあると認識しております。

この計画なんですけれども、平成19年度の末に延長して、現在平成23年度末までということになっておりまして、事務局としては残る平成22年、平成23年の2年間で計画終了後の管理体制についても検討を行いながら、現状の取り組みを続けていくということで考えております。

そのため、ここにあります新旧対照表(案)のように、下線の部分を追加いたしまして、「なお、本計画終了後においても自立的な資源の維持管理が図られるよう、計画期間内に管理体制の検討等、所要の検討を行うものとする」と、このような文章を追加して、計画を一部変更ということで御提案させていただきたいと考えております。

長くなりましたけれども、説明は以上です。

○石原会長 どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、今日の午前中の会議のメインテーマということでもございまして、ちょっと長い説明になりましたが、マサバ太平洋系群資源回復計画の取り組み状況及び一部変更ということでございました。

この議題につきましては、資料6-3にありましたように、計画の一部変更の御審議をいただくということがございます。

以上、ただいまの事務局からの説明につきまして御質問がございましたら、承りたいと思います。

先ほど阿部委員からございました。どうぞ。

○阿部委員 ただいまの資料の3ページの一番最後の箱の部分で、「07、08年の産卵親魚量は一時的に減少」と記載されておりますが、2009年の部分は出ておりませんが、産卵親魚について、右肩下がりにということが確認されます。一方で、大中まき網が資源管理回復のための休漁日等を設けていながら操業している状況で、この要因はどう見ますか。

○石原会長 どうですか、事務局。

○渡邊主任研究員 渡邊です。私からお答えいたします。

まず、2006年に親魚量が高くなったのが、2004年級群に支えられて増加したという要因が1つございます。マサバは大体2歳から卵を産み出すということで、親魚量になってくるのは発生してから2年後になります。ですので、その後に発生した2007年級群が2008年の段階ではまだ親魚量に入っておりません。ですので、2009年の親魚量は2008年より、まだきちんと計算したわけではありませんが、上向きになると見ております。

○阿部委員 もう一回、そこを説明して。

○渡邊主任研究員 マサバは卵を産み出すのが2歳からなんですね。親魚量というのは、卵を産む魚の量を示しております。2007年に発生した年級群は2009年から親魚量に入ることですので、2008年までは下がってきていますけれども、2009年は2007年級群が親魚量になることで、2008年よりも親魚量は多くなると見ております。ですので、ここに「一時的

に」と書かれていますのは、2007年級群が入ってくれば親魚量がまた上向きになるという意味を含めて、「一時的に」と書いてあると思っています。

○阿部委員 私はなかなか理解できないんですが、この状況、一方で回復計画で休漁されておるんですよ。いながら、一時的に減少という要因、記載する方法はいかがなものかなと私は思います。

○坂本管理課課長補佐 ここから私が答えさせていただきますけれども、資料6-1の2ページの0歳魚の資源尾数の推移というものがございしますが、これで見ただくと、非常によい年と悪い年がある。2004年が卓越年級群で2007年も加入が非常によかった。

先ほど渡邊主任研究員が説明されたように、よい加入のあった年の2年後の親魚量はまたふえるということになりますので、それで2009年は増加するという御説明だったんですが、こういうふうには、2004年なり2007年なり単年の加入状況のよかった年級群に支えられている状況というのは余りよくないと考えておりますので、2004年がよくて2007年がよくて、2009年も20億尾で比較的良好な状況という御説明はいただきましたが、この加入の良好な状況が複数年続く状況になるように何とか回復計画を続けてやっていきたいと事務局では考えております。

○阿部委員 回答になるような、回答にならないようなさ。ただデータだけでそうなるんだよと言われても、我々末端の漁業者はなかなか理解しがたいことだよ。これは今後、私は追及していくけどね。

もう一点、水産庁に。今回の従来型の船団からミニ船団に、漁船構造改革かなんかでもって転換しておるよということなんですが、例えば単船型で行きますと、この第2たいよのサバ・イワシ・アジの漁獲量、試験的な操業だと思いますが、期間も去年の8月ということでデータは出ておりませんが、これらは今後、さらにこのミニ船団の申請があれば、どんどんミニ船団化していくというような考えですか。

○加藤沿岸沖合課課長補佐 ただいまの点につきましては、この漁船漁業の構造改革の取り組みの中で新しい取り組み、それからやることによってリスクがある取り組みについて提案があったものについて、一つ一つ検討し、適当と考えられたものは認定しているところでございます。今の対応としてはそういうことになってございます。

今後どうなっていくかということにつきましては、この実証の結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○阿部委員 例えば、今言われたような実証の結果を見て、大中まき網の場合、今後従来

型から単船型に転換する場合に、やはり結果を見ての指導は入るわけですか。

○加藤沿岸沖合課課長補佐 はい。実証を今進めているところでございますので、その実証の結果を見ながら考えていくということになってございます。

○阿部委員 一方で、今言われるように、資源回復計画を実施しておるわけなので、ぜひその点は徹底した水産庁の指導を期待しております。

以上です。

○石原会長 阿部委員、よろしゅうございますね。

長谷課長から。

○長谷課長 沿岸沖合課長の長谷です。

大事な話だと思いますので、繰り返しになるかもしれませんが、お話しします。

まず、ミニ船団の話からしましょうか。御紹介したように、今実証しているということで、採算的にも、船団を縮小しますから、経費はかからなくなる。また、船員にとっての居住性も高くなるし、安全性も高くなるということです。それと、きょうお示ししているような形で、資源面の話で、これは計画上も漁獲圧が小さくなるという計画でやっておりますので、それを実証しているわけです。これまでもこの委員会の場で、その都度半年ごとに報告しているんですが、ここまでの結果として、やはり計画どおり実際に漁獲量が従来船団より小さいということが認められておりますので、まだ実証が続いているわけですが、今までの段階としてはいい結果が出ているなど、経営面からも資源面からも問題がないんじゃないかなということです。単船のやつは始まったばかりで、このデータを見るとちょっと苦戦しているなと思いますけれども、そういうふうに思っています。

あと、先ほどの親魚量の話。繰り返しになっちゃうかもしれませんが、ここ数年ずっとこれに取り組んでいるんですけども、先ほども説明がありましたように、1992年、1996年、皆さんよく御存じのように稚魚がわくわけですね。わくという言い方はあれかもしれませんが、卵から稚魚に生き残りが非常にいい年があって、それは海の環境によって違って来るわけですけども、そのいいときに、過去は小さいうちにたたいてしまったわけです。そのことによって、本当は資源が回復したのかもしれないが、立ち上がりをたたいてしまったという反省があって、そこをたたき過ぎないように何とか親を残して資源回復していこうという取り組みなんです。

毎年のように卓越年級群という大きい生き残りが起こればいいんですけども、私は研究者じゃないですが、これは海の条件次第なんですね。親がたくさんいるからといって子

供がたくさん生まれるという保証はないんですが、でも親がいないと始まらないので、何とか親を増やしていこう。それがつながっていくようにしていこうということでやっていますので、たまたま2004年が生き残りがよくて、2007年で、今度は2009年がちょっと期待できるという話なので。そうはいつでも、漁業者の経営、暮らしのことを考えていますから全面禁漁はできないので、とり残してやるということなので、一時的に多少でこぼこになることはあるけれども、非常に悪かった時期から比べると条件がよくなっている兆しが出てきている。まだまだ苦しいが、もう少しみんなで頑張っ取り組んでいきましょうという段階なんだと思っています。

○石原会長 長谷課長、どうもありがとうございました。

御意見ございますか。今の関連でございませうか。

宮川委員。

○宮川委員 今の課長の話で、その話の意味はわかるんですが、中身は現在やっている船主がミニ船団にするんだったらいいけれども、やっていない船種が経費がかからないから、それじゃまたやろうかといってふやすか、水産庁が許可を与えるか与えないかって、そこが問題じゃないですか。

○長谷課長 許可制ですから、当然全体として許可数がふえないように運用していくわけです。ただ、経営者の入れかわりというのは制度上出てくるということです。

○宮川委員 そちら辺が一番心配なんですよ。ある大臣がやっていたときに、いいわいいわで許可をおろして、日本本土をまくだけの網船がふえた。またこのミニ船団がよくなった場合にそういう状況になると、お互いに資源管理もできなくなるし、つぶれていっちゃうから、そちら辺を水産庁がどう考えているかということ。

○長谷課長 そういう御心配が出てこないように、まき網の許可については今、水産政策審議会というこの場とは別の審議会があって、そこにお諮りして決めていく話です。増やしていくという考えはありませんけれども。それはそうなんです、その審議会だけじゃなくて、こういう関係する皆さんがいる場所にデータをその都度その都度お出しして、こういう場でお話することによって疑心暗鬼にならないように進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○石原会長 そのほかに、御意見ございましたら。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 私のほうから2点お伺ひします。今も心配されているように、従来型のミニ

船団ということですが、いわゆるミニ船団と言いますけれども、これによる漁具、網の大きさとか、そういうものはどのようなのですか。

それから、参考までに聞きたいんですが、アジ・サバ・イワシと漁獲されているわけですが、これに今大変とっているスルメイカとかいうものは載っていない。それから、成長魚であるいわゆる呼び方が魚によって違うんですけれども、北部の方であれば、このフクラギとか、ブリの小さいの、成長魚でさまざまな呼び名があるわけですが、この辺もかなり漁獲される割に載っていないわけですが、その点がどうなっているのか。2点お伺いいたします。

○石原会長 今の質問について。長谷課長、よろしくをお願いします。

○長谷課長 私の口から言うよりも、後から野崎委員だとか石田委員がつけ加えてくれるなら、してください。網の大きさは変わらないようにやっています。大きくなったりはしないということです。

あと、スルメイカなんかも、「アジ・サバ・イワシ類等」の等の中に入っているんだと思います。御承知のとおり、これについては各区の枠があるし、あと青森は青森でまき網のイカについては約束事もある、その中での操業をしていると思っております。

そのとおりだという…。言ってもらった方が安心すると思うので。

○石原会長 当事者がいらっしゃるようですので、どうぞ御発言ください。

○野崎委員 統計資料ですので、イカ、イナダ類もこの中に入っているように私は理解しています。それと、漁網に関してですけれども、基本的に今まで漁獲物搭載型でない形の船舶が漁獲物を搭載する、詰み込むという形で大型化しているだけで、漁労の網等は現実、大きくなりません。特に、網置き場の規制等がありますので、その点は御安心ください。

○石田委員 石田です。

網は80tほどの網と全く一緒です。ただし、網の大きさは一緒なんですけれども、やはり80t型と300t型では網の太さが違うんです。片方は網が16本ぐらいの網だったんですが、今は22本の網だから、網のかさとしてはありますから、勘違いしないようにお願いします。網は一緒ですから。

もう一つ、漁獲量は80t型平均で出していますが、私もう2ヶ統、80t型をやっているんです。けど、その方と比較しますと約70%しかとれません。これは、80t型が平均になっていますから数量は上がっていますが、うちの船団の80t型から見ると、約70%でございます。

○石原会長 長谷課長、何か。

○長谷課長 今のはどういうことかという、石田さんのところの船団は成績が優秀だということを言っているのです。平均と比べると、同じようにとっているように見えるけれどもということをおっしゃったんだと思います。

○石原会長 非常に関心の高い問題のようで、議論がまだ続くことではございましたら、まだ御意見。時間は若干ございますので。どうぞ。

○山川委員 資料の1ページの休漁実績の表について質問させていただきたいと思えます。この表の一番右の削減率のあたりを見ますと、最初13%ぐらいの削減率だったのが、21%、28%、2009年漁期では41%ということで、削減率が年々高まっているということで、この間の関係漁業者の方々の御努力に敬意を表したいと思うわけです。

しかし一方、先ほど来の議論で、資源が回復しつつあるとはいえ、まだ必ずしも十分ではないんじゃないかという御意見もあったわけです。

それから、事務局の御説明の中に、現在は飛び飛びに卓越年級群があらわれるという状況なわけですが、これが連続して毎年こういう卓越があらわれるような形に安定的に加入ができるように、できれば持っていきたいというお話がございました。2004年級群、2007年級群、2009年級群という卓越があらわれて、今後、この2007年級群、2009年級群をどういうふうにとっていくかが問題になってくるわけで、特に2009年級群というのは今1歳になったところですかね。ですから、それを今後どういうふうにとっていくかというあたりが大変注目される場所だろうと思います。

そこで、2009年漁期の削減率41%ということで、ただ休漁日数だけ見ますと29日ということで、2008年度が33日。その前が大体30日ぐらいなわけです。2009年漁期はまだ2月までの数字ということで、今後、休漁が重ねられていって2009年級群も非常に守られていくのかなというような気がするんですが、一方、5ページの数字がいっぱいある休漁実績を月別に年度別にまとめた表を見ますと、今後、3月～6月に向けて、この平成21年度漁期の休漁統日がどうなっていくのかなということを思いながらこの資料を見ておったんですけども、その上の「(6)平成20年度漁期」のあたりを見ますと、2月～6月というのは休漁統日はゼロなわけですね。ずっと上のほうの「(2)平成16年度漁期」あたりを見ますと、2月～6月あたりでも休漁統日をかなり確保しておられるということで、今後の動きとしてどういうふうになっていくのか。

それから、恐らく、01歳魚をできるだけとり控えるという視点から、年の間でも01歳魚

が多獲されそうな時期に固めて休漁するというようなこともやっておられるのかなと想像いたしますけれども、その辺。月によって休漁統日が結構違うという原因について、御説明いただければと思います。

○石原会長 ただいまの山川委員の御質問に対して、事務局、どうでしょうか。

○木島室長 私からお答えしたいと思います。実際、先ほどからの話もございますけれども、サバに関しまして、まだまだ資源状況が低い水準にある、以前のような高い水準にはないわけがございます。ですから、私どもとすると、若干時間はかかるんですが、少しずつ卓越年級群を残すことによって親魚の資源の厚みを増していくということを前進していると考えているわけがございます。

ただ、先ほど沿岸の方のいろんな御意見もございましたけれども、確かにもっと急激にやるべきじゃないかという話はあるかと思います。ただ、実際に大中型まき網漁業者さんにおかれての経営の問題がございますし、ただ休漁した場合には乗組員さんの給料の問題とか、いろんな問題が発生するわけがございます。

私どもとすると、若干の支援は行っていることはあるんですが、そういう中では経営状況を考えると、さらなる削減を強いるということは現実的には難しい場合があるかと思っております。

ただ、卓越年級が出た場合には、できるだけ0歳魚、1歳魚を残すように説得し、ご理解していただくということを今しているつもりであります。あと、休漁についての月別のばらつきというのは、一つにはサバに関しましては漁獲可能量、いわゆるTACは7～6月で行っております。以前は1月～12月で暦年でやっておったんですけれども、サバの産卵期の問題とか、それから漁業形態の、例えばカツオとかほかの魚をとりに行くということもありまして、7～6月で今行っております。こういう漁獲可能量との関係も若干あるのかなと思っております。

先ほどの補佐から計画の一部変更の話も御説明いたしましたけれども、平成23年度末でこの資源回復計画が終わるわけでありましたが、今後とも卓越年級の保護、それからSSB（産卵親魚量）45万tを目指して、そういう安定した資源状況にできるだけ早く近づけるように、関係の団体、関係の漁業者さんと協力を得ながら、協議しながらこういう取り組みを続けていきたいと思っております。

○石原会長 よろしいですか。若干、時間が押し迫ってまいりましたが、もし最後に一言申し上げたいという方がいらっしゃいましたらお受けいたしますが。

竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 2つあるんですけども、1つは、1つ前へ戻って、資料5の最後のところです。今後の加入量の見積もりのところで渡邊さんをお願いしたいんですが、その3行目に「6～7月の西部北太平洋サンマ資源調査の0歳魚現存尾数は多くはなかった」と書かれちゃうと、もう少し丁寧に書いてほしいんです。だって、一応形の上ではサンマの調査でしょう。僕らはある程度知っているからわかるが、やっぱり、これを書かれて、そうなのと理解できないですよ。その辺のところをもう少しきちんとかういうところで話をしたいだかないと、難しいと思うんです。特に、今議論になっている、どのぐらいのという話になると非常に大変だと。この辺の6月～7月の調査でのサバのあれがわかるのか。卓越年級群の兆候というのはどこでつかまえられるんでしょうかというのを僕は質問したいと思うんですけども、それはお答えしなくて結構ですが、そういうことです。この辺のところ、この会でももう少し丁寧な説明が要るんじゃないかと思うんです。ほかの研究資料でも同じだと思いますけれども。

もう一つ、山川委員がおっしゃられたと思うんですが、やっぱり産卵親魚を残すためにはどこの魚を少しとらないかと。はっきり言って、サバについてはすごい蓄積があるわけです。昔の東海区水研の情報から始まって、漁業情報サービスセンターで水産庁からお金をもらって厚い本を出していますよね。70何年だったかな。そのころと違うと言えばそのとおりだと思うが、でも、ああいう考え方で、現場でいろんな調査をして、どこに魚が固まって、その固まった魚が次にどこへ動いていくということをやっているわけです。漁業海図という言葉も使われたと思うんだけど、そういうことをきちんともう一回調べ直して、ここでとらなければ今は親魚は15万tだが来年は20万tになり、再来年は25万tになるという、方針を尽くして出してもらわないと、実際に今宮川さんも言っているけれども、東京海区の海だと言うかもしれないが、伊豆諸島のサバすくい網で1万tとらせると。1万4000tのTACがあっても5000tしかとれないとなると、やっぱりTACがもう少し多くなって、実際に漁業者を守るためには1万tとらせるということを考えていただきたいと思います。私はそれだけです。答えは結構ですから。

○石原会長 答えはよろしいという点については、そういうことでお願いしたいと思いますが、渡邊研究員におかれましても、資源評価についてなるべく工夫できる表現がございましたら、そのあたりは工夫していただきたいと要望しておきたいと思います。

それでは、時間も大分迫ってまいりましたので、議題（7）につきましての議論はこの

辺で打ち切りたいと思います。

まず、この議題につきましては、資料6-3でございますように一部計画の変更ということ。先ほど事務局から話がございましたが、復唱いたしますと、資料6-3の変更後の部分、「8. その他」に、最終的な文章として「なお、本計画終了後においても自立的な資源の維持管理が図られるよう、計画期間内に管理体制の検討等、所要の検討を行うものとする」という一言を追加することをお諮りしておりますが、この件について御了解いただけるということで、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○石原会長 ありがとうございます。それでは、そういうことで一部変更については了承したということにいたしたいと思います。

またそのことで、あわせて、今後、公表に係る事務手続がございますから、手続の関係上、部分的な修正、文言の調整につきましては会長に一任としていただきたいと思います。これもあわせて御了承願います。

それでは、事務局におきまして、計画の公表に係る事務手続について進めていただきたいと思います。

ここまでで本日午前中の委員会で予定しておりました議事は終了いたしました。このほかに連絡事項があるようですので、事務局から説明してください。

○坂本管理課課長補佐 それでは、事務局から連絡事項ということなのですが、この後、今日の午後1時から同じ会場で太平洋北部会を開催したいと思っております。その後、引き続きまして午後2時半から太平洋南部会を開催いたしますので、各部会の委員におかれましては、出席をどうぞよろしくお願いいたします。

さらに、両部会が終わった後、4時半ぐらいをめぐりに本委員会を再開したいと考えております。ただ、両部会が早目に終了した場合、それで委員の皆様がおそろいの場合には時間を繰り上げて委員会の再開ということもございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上です。

○石原会長 どうもありがとうございます。それでは、委員会はこれにて一時休会させていただきます。委員各位、それから御臨席の皆様方におかれましては、議事進行、そして貴重な御意見、大変ありがとうございました。では、午後の会議まで休会ということにいたします。ありがとうございました。

休 会

再 開

○坂本管理課課長補佐 それでは、ただいまから第13回太平洋広域漁業調整委員会を再開させていただきます。

改めまして出席委員の確認をさせていただきますけれども、海区互選委員のうち北海道の川崎一好委員、岩手県の大井誠治委員、愛知県吉戸一紀委員、和歌山県の海野益生委員、それから徳島県の井元健二委員も御退席されまして、委員定数28名のうち定足数であります過半数を超える23名の委員の御出席を賜っておりまして、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事進行を石原英司会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひします。

②伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

○石原会長 それでは、午前中の太平洋広域漁業委員会の続きということで、残っておりますのが議題「(7) 資源回復計画及び委員会指示」でございます。その中の「②伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について」ということで、議題に入りたいと思います。事務局から説明を願います。

○坂本管理課課長補佐 それでは、資料7-1に基づきまして説明させていただきますが、先ほど南部会でも同じ資料で御説明させていただいております、南部会出席の委員につきましては重複となって申しわけありませんけれども、お付き合いをよろしくお願ひいたします。

この伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源回復計画につきましては、同海域がイカナゴの主要漁場の一つであるということで、愛知県、三重県の船びき網漁業を対象にして回復計画をやっております。

年間の漁獲量が大きく変動するという状況がありますので、これまでの自主的な資源管理措置の内容も踏まえつつ、漁獲水準を高位で安定させることを目的に取り組んでおりま

す。

この計画の核となります取り組みというのは、終了時残存資源尾数を確保するということで、当歳魚の残存資源尾数が20億尾を下回らない時点で漁を終了させるといった取り組みが、この計画の核となっております。

委員会指示（案）の説明をはしょらせていただきますけれども、委員会指示の内容につきましては、2ページに一応、概要として簡単にまとめてございますが、内容としましては、①にありますとおり「委員会会長は、必要に応じ、イカナゴ残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を定める」、それから、それを定めた場合には、「遅滞なく、当該日から11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨、関係漁業者に通知する」、さらには、「関係漁業者は、上記②の通知により、イカナゴの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、当該操業を行わない」といった内容の指示をこれまで出してきておりまして、平成22年度についても、引き続き本委員会での指示を発出したいと考えております。

次の3ページに、縦書きで委員会指示第7号（案）をお示ししておりますが、先ほど説明しました内容が「2 操業期間の制限」というところで書いてございます。指示の内容につきましては、昨年と変わりません。先ほど南部会でも御審議いただきまして了承いただいておりますので、この案にてお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。

○石原会長 事務局、ありがとうございました。伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る本委員会の指示につきましては、昨年3月に開催された本委員会で指示第5号を決定している経緯がございますけれども、この委員会指示は、本年3月31日までの操業に係るものでありますので、この4月1日から来年の1年間、3月31日までの操業について、委員会指示第7号を新たに行うということでございました。今説明にありました資料7-2を決定したいということですが、委員の皆様方の御意見がございましたら、賜りたいと思います。内容につきましては、先ほどの部会で説明した内容でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○石原会長 ありがとうございます。それでは、本委員会といたしまして太平洋広域漁業調整委員会指示第7号を指示するというので、決定いたします。また、あわせて事務手続がございますので、事務手続上の部分的な修正、文言の調整等につきましては会長に一任いただくということにつきましても、御了承いただきたいと思います。

それでは、事務局におきまして、委員会指示に係る事務手続を進めていただきますようお願い申し上げます。

③太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

○石原会長 次に、議題（7）の「③太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示」について事務局から説明を願います。

○坂本管理課課長補佐 続きまして、資料8-1の説明をさせていただきます。太平洋南部キンメダイ資源回復計画に関しまして、計画の概要ですが、このキンメダイ資源水準は中位・横ばい、これは、これまでの1都3県（千葉県、東京都、神奈川県、静岡県）の関係漁業者の皆様が、長年にわたり資源管理に取り組んでこられたことによるものということで、その取り組みを引き続き継続しつつ、漁獲量を現状レベル程度以上で維持できることを目標に取り組んでいる計画でございます。

取り組みの内容として、ここにあります立て縄漁業ですとか底立てはえ縄漁業で、海域ごとに小型魚の再放流ですとか、漁具・漁法の制限など、細かい管理措置を定めて実施していただいているところです。

あわせて、2. にあります「底刺し網漁業」については、太平洋広域漁業調整委員会の承認漁業といたしましてやっているとおりでして、平成21年度につきましては、平成21年度に出しておりました委員会指示第6号に基づいて1隻を承認して、操業が行われているというところです。

次のページの委員会指示の内容を御説明させていただきます。こちらの指示の内容で、この承認に係る規制海域というのは、下に規制海域の地図で水色の部分でございます。その海域において、動力漁船により底刺し網を使用してキンメダイをとることを目的とする漁業を営む漁業者については、委員会の承認を得ることとなります。

承認の対象者としましては、今年、平成21年度に出しておられます委員会指示第6号の承認を受けてキンメダイ底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶またはその代船を当該漁業に使用する者というのを承認の対象にする考えでございます。

次のページに行きまして、内容としましては、御説明したとおりなんですけれども、定義としまして規制海域の定義ですとかキンメダイ底刺し網漁業の定義を明確に定めた上で、操業の承認を得ることというのが2のところを書いてございます。

3以降は、承認を受けた漁業者の果たすべき義務ということで、「承認証の交付及び備付け義務」ですとか「承認番号の表示」、それから次のページで「漁獲成績報告書の提出」などを義務づけるという内容でございます。

さらに、次のページが承認証の様式でございまして、その後、ちょっと飛んでいただいて8ページ以降が承認に関する事務取扱要領ということで、細かい事務手続については、この事務取扱要領に沿って処理しております。この内容につきましては、従来どおりで変更はございませんので、この場での御説明は控えさせていただきます。

内容といたしまして、簡単でございますが、以上です。

○石原会長 事務局、ありがとうございます。ただいまの説明につきましても先に部会で説明したとおりの内容ということでございますけれども、御意見がもしございましたら、お伺いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでありますので、本委員会といたしまして太平洋広域漁業調整委員会指示第8号を指示することとして決定することとさせていただきますと思います。また、あわせて文言の調整等、部分的な字句の調整等につきましても会長に一任を願いたいということで、御了承をお願いいたします。

また事務局で、委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

(8) 資源管理に関連する連絡・報告事項

○石原会長 次に、議題「(8) 資源管理に関連する連絡・報告事項」であります。事務局から資源回復計画に関連いたします平成22年度の予算等について、情報提供があるということでもあります。事務局に簡単に説明させていただきます。

○坂本管理課課長補佐 それでは、資料9でございます。一番最初に「資源回復計画等の作成及び普及の推進事業費（継続）」と書いておりますこの事業につきましては、資源回復計画を図る上での推進体制の整備ということで、漁業者協議会の開催ですとか資源管理アドバイザーの派遣を実施するという内容、それからさらには普及・啓発費ということで、漁業者等への普及のための講習会の開催などを行うという内容になっております。

その次のページに行ってくださいまして、これも回復計画の説明の中で何度か言及いたしましたけれども、ポスト資源回復計画移行調査事業ということで、これは近年、資源回復計画の取り組みにより資源の回復が見られ始めている計画について、現在の回復計画に

おける取り組みの有効性を評価して、今後の取り組みにつなげていくという調査事業でございます。この太平洋広域漁業調整委員会の関係では、平成21年度にマサバと北部会で審議いたしました沖合性カレイ類の資源回復計画について実施いたしまして、平成22年度は引き続きその沖合性カレイ類の資源回復計画と、あとは伊勢湾・三河湾の小型底びき網漁業の資源回復計画について、この事業を実施していきたいと考えております。

3ページなんですけれども、「省エネ対応・資源回復等推進支援事業」というものがございまして、これはいわゆる、資源回復計画に基づいて行われる取り組みへの支援事業というものでして、計画に基づく減船、それから休漁、あとは漁具の改良ですとか休漁中の漁船の有効活用について支援を行うという内容となっております。

平成22年度の新規としまして、魚種転換等支援事業というのがございまして、これは資源回復計画に基づいて漁獲の対象魚種を変えるであるとか、漁業種類の転換を図る場合に必要な漁具・漁労設備の取得、それから不要漁具の処理に対して支援を行うという内容でございます。

あと、この事業は国と都道府県と漁業者等3者の負担により基金を造成して行う事業なんですけれども、休漁推進支援事業等については都道府県、漁業者の負担がなくても事業が実施できるということが平成22年度以降も措置されております。平成21年度も燃油対策の特例措置ということでやっていたんですが、平成22年度以降も認められた形になりました。

次のページは、都道府県向けの「強い水産業づくり交付金」なんですけれども、これは一番最初に説明いたしました体制整備ですとかに対応した取り組みを県内で行う場合に、対応が可能な予算ということで、資源管理に必要な情報の提供ですとか資源回復計画等の作成、それから先ほど言いました資源管理アドバイザーの派遣など、そういったものに関して必要な内容について対応できる予算でございます。

説明は以上です。

○石原会長 どうもありがとうございました。事務局からの説明をお聞きしますと、継続の案件が2件、それから拡充案件が2件ということで、資源管理に関する予算等につきまして4件が成立ということになっているようでございます。この件につきまして、何か御意見、委員さんの希望等ございましたらお受けいたしたいと思っております。

これは予算は通ったわけだから、あとは速やかな執行を希望しておきたいと思っております。

○坂本管理課課長補佐 そのように努めてまいりたいと思っております。

○石原会長 それを希望しておきたいと思います。これは会長からの要望でございます。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(9) その他

○石原会長 それでは、最後になりました。議題の「その他」であります。せっかくの機会であります。委員の皆様方から、この際何か一言ということがございましたら御発言をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

特にないようですので、それでは、きょうここに出席しております内海管理課長からお話があるということでございますので、よろしく申し上げます。

○内海課長 管理課長の内海です。

最後に、私から2点ほど御説明とお願いをさせていただきたいと思います。今日、第3期目の委員の方々によって最初の広域漁業調整委員会がスタートしたということでありますけれども、今回の広域漁業調整委員会のスタートに当たって、都道府県の互選委員の選任につきまして一部の県にお願いを申し上げました。その件について、私から一言ご説明させていただきたいと思います。

広域漁業調整委員会の使命ですとか役割ですとかいったものは、今朝既に説明があったと思います。最近、資源管理について国民の関心が非常に高いということで、この委員会、今後も科学的知見を踏まえて、これまで以上に漁業現場の実情を踏まえた協議ですとか活動が求められていると考えております。こういうふうには、今後も重要な機能を果たすことが期待されている本委員会ですが、漁業法上は各海区に設置されております漁業調整委員会と同じく、基本的には漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構という一種になります。このため、海区漁業調整委員会と同様、農林水産大臣が選任する学識経験委員以外の委員について、可能な限り漁業者の方または過去に漁業等に従事されたことのある方で構成するのが好ましいのではないかという考えのもと、一部の都道府県にありましてはそういう対応が可能かどうか、可能であればその方向で措置させていただきたいというお願いを事務局から行ったところであります。

この結果、一部の県にあっては既にご連絡いただいていた委員の交代を措置していただいたところもありますが、それ以外の県に当たっては、既に委員の選任を終えており交代

は県内調整がつかない、あるいは過去の経緯等を非常に熟知されておられて、現状においては県内状況を総括して、本委員会への議論への貢献を勘案した場合に、委員の交代は余人をもってかえがたいというようなことで、委員の交代がかなわなかったところもございます。

もとより、当方からのこの依頼は都道府県の互選が終了した後のものでありますので、かつこれまでも、この委員会の都道府県互選委員の選任に当たって、当方からこうしてほしいということで明示して依頼した内容でもないことから、あくまでお願いベースでの依頼をさせていただきました。

委員の交代がかなわなかった県の事情も、当方としてはよく存じ上げております。また、交代いただいた県には、大変ご苦勞をおかけしました。当方の意をお酌み取りいただき、この場をかりて心より感謝申し上げる次第であります。

こういう要請は、実は漁業者の方あるいは過去に漁業に従事されたことのある方を委員に選任いただきました県には特段連絡しておりませんので、こういった経緯につきこういったことがあったということを御承知おきいただければと存じます。

今回の広域漁業調整委員会の開催に当たってはこういう経緯がありましたが、今回御参集いただきました委員各位には、今後も等しくこの委員会へのご協力をお願いします。今後とも、いろんな意味で御指導のほどをよろしく願いいたします。当方としましても、今後、本委員会の運営に当たっては、先ほど言いました漁業法の本組織の本旨と、それから漁業現場を抱える各県の状況を勘案した委員会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。これがまず1点目であります。

もう一点、改めまして皆さんにお願い申し上げたいと思います。これは、この委員会の前にも開かれた瀬戸内海の広域漁業調整委員会、あるいは日本海・九州西の広域漁業調整委員会でもお願いしたことであります。私、今日午前中所用があって遅れてきましたので次長のあいさつを生で聞いていないんですが、恐らく、うちが用意したあいさつ文だとクロマグロの一件をそのくだりの中で発言されたと思います。大西洋のクロマグロをめぐるてん末については、既に報道機関でご承知でしょうから、くどくどこで申し上げることはないと思いますが、ああいうCITESの中でクロマグロを管理していこうという動きは、ある意味我々資源管理を扱う人間にとって非常にショックなことであります。ご承知のように、あの海域にも漁業管理機関があるんだけど、そこで管理するのは適切ではない、むしろCITESという場で管理すべきなんだということからああいうものが始ま

ったということですが、最近、先ほど言いましたように資源管理についていろんな方々からいろいろ御指摘だとか意見をいただきます。その中で、やはり非常に厳しいのは、水産庁だとか、あるいは漁業者の方々にそのまま資源管理を任せておいても、本当に管理ができるのかという厳しい御指摘であります。

もとより、我々としてはそういう声にしっかりこたえて資源管理をしていくことが必要なんです、今日の議論でも、時々、資源管理の根源的な問題点が出てきたと思うんですが、資源の管理はなかなか難しい部分がありまして、例えば我々が漁業をコントロールしても、実はその資源自体は環境で大きく変動していたり、あるいは漁業の活動以外のところ、例えば藻場だとか干潟がなくなるということで資源が変動する部分がある。今回検討いただきました資源回復計画は、実はそういう大きな中で努力量をコントロールする、あるいは放流などの事業を使いながら資源の回復を図っていくということで、こうすれば資源は必ずこう応答してくれるというバックグラウンドがあってやっているものではないと思います。

ただし、そういう中であって、やはりコントロールできる部分をいかにコントロールしながら、その資源を持続的に利用していくかというのは、非常に大切な、先ほど言いました、我々関係者がちゃんと管理することで資源の持続的な利用が実現できるんだというところで、こういう回復計画等々の目指す目標の実現をかなえていく必要があらうかと思えます。

マサバにしても、それから先ほど南部会で出ましたマアナゴにしても、具体的にはこれをやってどうなのと言われたときに、水産庁の側からシャープな回答がなかなかできないという部分も、実はまさにそういう部分であるんでしょうが、そこは漁業を全くやめてしまふんじゃなくて、漁業活動を続けながらその中でできることで資源の応答を見ていく。それで管理の手づるを我々が手にして資源管理をコントロールしていくというのが、この資源回復計画の本当の絵姿だと思っています。

それを実際にやっていただくのは現場の漁業者でありますし、当然、今回ここに御参加いただいている委員の方々、それぞれ現地に戻れば、漁業界を引っ張っていただくリーダーとしてそういう方とお話しされる場合も多々あると思います。やはり現場と我々が一緒になって、そういうもので資源管理をうまく実現していく、国民に対して、資源管理は我々に任せていただいて、こういうところまでできるようになったんだということをしかり話ができるように、こういった管理を実現していくことが非常に大事かと思えます。そ

ういう意味で、第3期目のスタートに当たって、各委員の御協力と、また現場に戻ってもそれぞれ現場の漁業者の方々にも協力をいただくようにぜひお願いいたしまして、私からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○石原会長 内海課長、ありがとうございました。水産庁から力強い決意表明も含めて、いろいろお話がございましたが、今後とも漁業調整に邁進していただきたいと希望を申し上げておきたいと思います。

事務局から、ほかに連絡事項はございますか。

○坂本管理課課長補佐 それでは、本委員会に置かれております各部会の状況について、事務規程で報告するということになっておりますので、簡単に御報告させていただきます。

まず、今日の午後にございました太平洋北部会では、現在実施中の太平洋北部沖合性カレイ類の資源回復計画、それからマダラ陸奥湾産卵群資源回復計画の2つの計画についての取り組み状況の報告が行われ、沖合性カレイ類の資源回復計画について、一部計画の変更が承認されました。

続きまして行われた太平洋南部会においては、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種の資源回復計画、それから同じ海域のイカナゴ資源回復計画、それから太平洋南部のキンメダイの資源回復計画、この3つについて取り組み状況の御報告をさせていただきました。

簡単ですが、部会の状況は以上です。

○石原会長 各部会では、部会の設置されました海域において完結する資源回復計画について、それぞれ報告がなされているということでございました。

それでは、事務局から次回の委員会の開催予定等について説明してください。

○坂本管理課課長補佐 次回の本委員会につきましても、部会等でアナウンスしたのと同じなんですが、緊急の開催がなければ例年どおり10月ごろをめどに開催したいと考えております。次回の開催の具体的な日時ですとか場所については、また事務局から委員の皆様方に御連絡をとらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○石原会長 以上で、本日の太平洋広域漁業調整委員会本会議、また各部会を終了したいと思います。委員各位の皆様方、そして今日の御臨席の皆様方におかれましては、議事進行への御協力、そして貴重な御意見をいただきました。大変ありがとうございました。

議事録署名人に指名させていただきました谷澤輝雄さん、そして農林水産大臣選任委員の野崎哲さんにつきましては、議事録署名について、後日よろしく御処理をお願いしたい

と思います。

今日は朝から5時までフルタイムで委員の皆様方には御審議を賜りまして、大変ありがとうございました。これをもちまして、第13回の太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉 会